

資料編

参考 1 南海トラフ巨大地震及び首都直下地震における応急仮設住宅の想定必要戸数等

	首都直下地震	南海トラフ巨大地震 (M9.0)
全壊棟数 ^{※1}	約 24 万～61 万棟	約 94 万～239 万棟
半壊棟数 ^{※1}	約 67 万棟	約 169 万～276 万棟
全壊・半壊棟数 ^{※1}	約 91 万～128 万棟	約 270 万～500 万棟
全壊・半壊戸数 ^{※2}	約 221 万～314 万戸	約 351 万～684 万戸
応急仮設住宅の想定必要量 ^{※3}	約 66 万～94 万戸	約 105 万～205 万戸
応急借上住宅の供与可能戸数 ^{※4}	約 86 万戸	約 121 万戸
応急建設住宅の必要戸数 ^{※5}	約 8 万戸以内	約 84 万戸以内

- ※1：首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告（平成 25 年 12 月、中央防災会議）、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告（平成 25 年 5 月、中央防災会議）等による。なお、被害想定 of 推計の前提となる条件（発災時刻、風速等）により、被害想定の数値には幅がある。
- ※2：固定資産税概要調書（平成 26 年 1 月、総務省）及び平成 25 年住宅土地統計調査（総務省）を基に棟数から戸数に変換。
- ※3：応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ（平成 24 年 5 月、国土交通省）の推計方法例を基に、全壊・半壊戸数の 3 割が応急仮設住宅の必要量であると想定。
- ※4：平成 25 年住宅土地統計調査（総務省）における被災都県における賃貸住宅の空き家のうち、「腐朽・破損なし」とされている空き家で可能な限り対応した場合の戸数。ただし、実際には空き家も被災する可能性があり、また、被災者と住戸のマッチングの問題もあるため、空き家が全て応急借上住宅として活用できるわけではない。
- ※5：「応急仮設住宅の想定必要量」から「応急借上住宅の供与可能戸数」を減じたもの。ただし、※4 のとおり、空き家の被災状況等によっては応急借上住宅の供与可能戸数が減少し、応急建設住宅の必要戸数が想定より増える可能性がある。

（注）論点整理による。

1 被害想定に基づく供給戸数の推計状況等

参考2 応急仮設住宅の想定必要戸数の推計方法

応急仮設住宅の想定必要戸数の推計方法

【推計方法1：全半壊・焼失戸数を用いて推計】

●全半壊・焼失戸数の2～3割

・近年の災害における住家被害（全壊・半壊戸数）に対する応急仮設住宅供給戸数の割合実績

－阪神・淡路大震災の例

応急仮設住宅供給戸数（48,439戸）/住家被害（249,180棟）×100=19.4%

－新潟県中越地震の例

応急仮設住宅供給戸数（3,460戸）/住家被害（16,985棟）×100=20.4%

－東日本大震災の例※ただし、福島県の情報を除く。

応急仮設住宅供給戸数（121,286戸）/住家被害（373,529戸）×100=32.5%

（参考：「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」）

【推計方法2：全壊棟数を用いて推計】

●全壊棟数を応急仮設住宅の想定必要戸数として設定

・東日本大震災時の岩手県・宮城県及び熊本地震時の住宅被害と応急仮設住宅の対応量との関係※から設定。

※応急仮設住宅の対応量/全壊棟数=95.6%

（参考：「想定首都直下地震後の応急居住広域化の可能性と政策的検討―住宅喪失世帯・賃貸空家の地震被害・仮設用地データの算定比較を基に―」（地域安全学会論文集 No.31 2017年11月,佐藤慶一））

【推計方法3：避難世帯数と応急仮設住宅への入居希望割合等を用いて推計】

●避難世帯数※×建物が全壊・半壊を理由に避難している者の割合×応急仮設住宅等への希望者の割合

※避難世帯数=避難者数/平均世帯人員

－阪神・淡路大震災において、平成7年1月22日（発災後5日目）、兵庫県は、避難者数及び住宅の被害状況を把握するため、避難所緊急パトロール隊により、726箇所の避難所を回り、約1,600名に対して、避難者ヒアリング調査を実施し、応急仮設住宅の必要戸数の推計を実施。

○そのうち、7割の人が全壊・半壊で、このうち9割の人が住宅の提供を希望。

○避難者総数は、約30万名、約10万世帯（3名/世帯）と推測。

○住宅の必要戸数は、約6万戸と想定（うち応急仮設住宅は3万戸）。

（参考：「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」）

【推計方法4：全壊・半壊世帯数と応急仮設住宅への入居希望割合を用いて推計】

●全壊世帯×応急仮設住宅入居希望割合（事前アンケート結果を活用）＋半壊世帯×応急仮設住宅入居希望割合（事前アンケート結果を活用）

一発災から1か月経過以後を想定（1か月間は避難所等生活）。事前の住民アンケート調査により、所有形態別（持ち家、借家）、住居が全壊した場合又は半壊した場合の住宅確保の手段割合を推定し、応急仮設住宅入居者数を推計。

（参考：「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」）

【推計方法5：断水人口を踏まえた避難者数から推計】

●全避難者数（（全壊建物棟数+0.13※3×半壊棟数）×市町村別の1棟当たり平均人員数+断水人口※1×断水時生活困窮度※2（1か月後：0.9））÷1世帯平均構成人員

※1 断水人口は、自宅建物被害を原因とする避難者を除く断水世帯人員

※2 自宅建物は大きな損傷をしていないが、断水が継続されることにより自宅での生活をし続けることが困難となる度合いを意味する。

※3 神戸市民生局（1996）によれば、神戸市の発災当日の避難所就寝者数は20万2,043人であり、当日の避難所避難比率を60%※4とすれば、当日避難者数は約34万人弱であった。

（避難所就寝者数：202,043人÷0.6=336,738人）

これは全壊建物居住人口の100%+半壊建物居住人口の13%に相当することから、半壊による避難者数を算出するための係数を0.13としている。

※4 室崎ら（1996）※5は、神戸市内震度7地域の住民へのアンケート調査により、「自宅被害と当日の避難場所」の関係を明らかにしている。これによれば、避難した人の避難先は、自宅被害の大小にかかわらず、避難所避難比率は約65%である。

木村ら（2010）※6は、阪神・淡路大震災の震度6強及び震度7地域の居住地の変遷過程を分析しており、これによれば、避難所避難比率は約58%である。

これら二つの調査の中間的な値を用いて、当日の避難所避難比率=60%としている。

※5 今泉恭一・金子弘幸・佐藤博臣・室崎益輝（1996）：阪神淡路大震災における市民の初期対応行動に関する研究，日本建築学会大会学術講演梗概集

※6 木村玲欧・田村圭子・井ノ口宗成・林春男・浦田康幸（2010）：災害からの被災者行動・生活再建過程の一般化の試み～阪神・淡路大震災、中越地震、中越沖地震復興調査結果研究討究，地域安全学会論文集，No.13

（参考「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書」（平成25年11月29日，静岡県）「応急仮設住宅供給計画（案）（その1：配置計画、標準仕様・標準設計編）」（平成28年11月改訂，高知県土木部住宅課）

【推計方法6：避難世帯数に全半壊世帯の割合を乗じ推計】

●避難者数/2人（避難世帯数の推計）×80%（内、全半壊世帯数を推計）

一建設型仮設住宅の必要戸数の推計に際しては、東日本大震災での実績を基に、「借上型仮設住宅」と「建設型仮設住宅」の割合を1：1と設定し、上記に1/2を乗じて建設分を推計している。

（参考：「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」（平成30年12月，

神奈川県)

「広島県応急仮設住宅建設マニュアル」(平成25年1月, 広島県)

「応急仮設住宅建設マニュアル」(平成30年3月改訂, 香川県土木部住宅課)

(注) 活用の手引きによる。

参考3 応急仮設住宅の必要戸数の推計における被害棟数から被害戸数への換算方法

推計方法1 全半壊・焼失戸数を用いて推計			20,156戸
《建物と住宅に居住している世帯の状況》			
① 建物棟数	↓入力	139,445棟	出典: ↓入力
② 居住世帯あり住宅総数		154,120世帯	平成25年固定資産税の概要調査 平成25年住宅・土地統計調査 第2表—市区町村
③ 建物1棟あたり居住世帯数	(2)/(1)	1.11世帯/棟	
《建物被害想定数》			
④ 半壊被害棟数	↓入力	29,917棟	↓入力
⑤ 全壊・焼失被害棟数		30,872棟	A県被害想定調査結果
⑥ 全半壊・焼失被害棟数	(4)+(5)	60,789棟	
建物1棟あたり居住世帯数を掛けて、建物被害棟数を戸数へ換算			
⑦ 半壊被害戸数	(4)×③	33,066戸	
⑧ 全壊被害戸数	(5)×③	34,120戸	※設定値4にて使用 (全壊率 (8)/(2) 22.1%)
⑨ 全半壊・焼失被害戸数	(6)×③	67,186戸	

全半壊・焼失被害戸数の3割
⑨×0.3

(注) 活用の手引きによる。

3 応急修理

参考4 熊本地震及び能登半島地震における応急修理の制度運用開始と申請期限

都道府県	開始	期限（注4）
熊本県（熊本地震）	平成28年4月25日（注1）	令和元年6月末
石川県（能登半島地震）	令和6年1月1日（注2）	令和8年9月末
新潟県（能登半島地震）	令和6年1月9日（注3）	令和6年12月末

（注）1 「平成28年熊本地震における住宅の応急修理実施要領」による。

2 「住宅の応急修理実施要領（令和6年能登半島地震）」による。

3 「令和6年能登半島地震における「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領」による。

4 期限は、当省の調査結果による（令和8年1月1日時点）。

参考5 応急修理の申込件数等の推移（熊本地震・熊本県）

時点	申込件数（累計）	修理完了件数（累計）	修理未完了件数
H28. 4 末	1,045	3	993
H28. 5 末	4,254	34	4,081
H28. 6 末	4,476	254	4,083
H28. 7 末	9,060	877	8,044
H28. 8 末	14,356	2,322	11,895
H28. 9 末	18,095	3,923	14,033
H28. 10 末	20,298	5,844	14,315
H28. 11 末	21,803	8,081	13,583
H28. 12 末	22,994	10,748	12,107
H29. 1 末	24,089	12,329	11,621
H29. 2 末	25,614	14,222	11,253
H29. 3 末	29,382	16,938	12,305
H29. 4 末	33,841	17,427	16,273
H29. 5 末	34,043	18,257	15,402
H29. 6 末	34,572	19,860	14,320
H29. 7 末	35,558	20,752	14,125
H29. 8 末	35,559	21,331	13,494
H29. 9 末	35,560	22,443	12,320
H29. 10 末	35,560	23,388	11,113
H29. 11 末	35,572	23,909	10,582
H29. 12 末	35,605	24,741	9,756
H30. 1 末	35,613	25,177	8,954
H30. 2 末	35,617	26,188	7,832
H30. 3 末	35,648	30,099	3,694
H30. 4 末	35,648	30,157	3,482
H30. 5 末	35,648	30,360	3,236
H30. 6 末	35,649	30,702	2,841

H30. 7 末	35,653	30,904	2,606
H30. 8 末	35,653	31,198	2,277
H30. 9 末	35,653	31,465	1,950
H30.10 末	35,644	31,612	1,782
H30.11 末	35,644	31,959	1,382
H30.12 末	35,640	32,200	1,087
H31. 1 末	35,670	32,552	705
H31. 2 末	35,700	32,791	454
H31. 3 末	35,700	33,061	23
H31. 4 末	35,700	33,068	16
R 1. 5 末	35,700	33,069	15
R 1. 6 末	35,700	33,070	14
R 1. 7 末	35,700	33,071	13
R 1. 8 末	35,700	33,072	12
R 1. 9 末	35,700	33,076	7
R 1.10 末	35,700	33,083	0

(注) 当省の調査結果による。

参考6 応急修理の申込件数等の推移（能登半島地震・石川県）

時点	申込件数（累計）	修理完了件数（累計）	修理未完了件数
R 6. 1 末	79	5	74
R 6. 2 末	527	49	478
R 6. 3 末	1,349	271	1,078
R 6. 4 末	3,196	1,169	2,027
R 6. 5 末	4,815	2,144	2,671
R 6. 6 末	6,408	3,390	3,018
R 6. 7 末	7,981	4,462	3,519
R 6. 8 末	8,979	5,484	3,495
R 6. 9 末	9,929	6,245	3,684
R 6.10 末	10,766	7,027	3,739
R 6.11 末	11,444	7,604	3,840
R 6.12 末	11,926	7,983	3,943
R 7. 1 末	12,200	8,222	3,978

(注) 当省の調査結果による。

参考7 応急修理の申込件数等の推移（能登半島地震・新潟県）

時点	申込件数（累計）	修理完了件数（累計）	修理未完了件数
R 6. 1 末	24	1	23

R 6 . 2 末	898	32	866
R 6 . 3 末	3,128	221	2,908
R 6 . 4 末	4,167	642	3,525
R 6 . 5 末	4,985	1,314	3,671
R 6 . 6 末	5,724	2,045	3,679
R 6 . 7 末	6,180	2,751	3,429
R 6 . 8 末	6,475	3,312	3,163
R 6 . 9 末	6,790	3,860	2,930
R 6 . 10 末	7,256	4,429	2,827
R 6 . 11 末	7,749	4,999	2,750
R 6 . 12 末	8,691	5,593	3,097
R 7 . 1 末	8,781	6,069	2,711
R 7 . 2 末	8,836	6,408	2,427
R 7 . 3 末	8,887	6,831	2,055
R 7 . 4 末	8,925	7,108	1,816
R 7 . 5 末	8,954	7,372	1,581
R 7 . 6 末	8,963	7,575	1,387
R 7 . 7 末	8,972	7,774	1,197

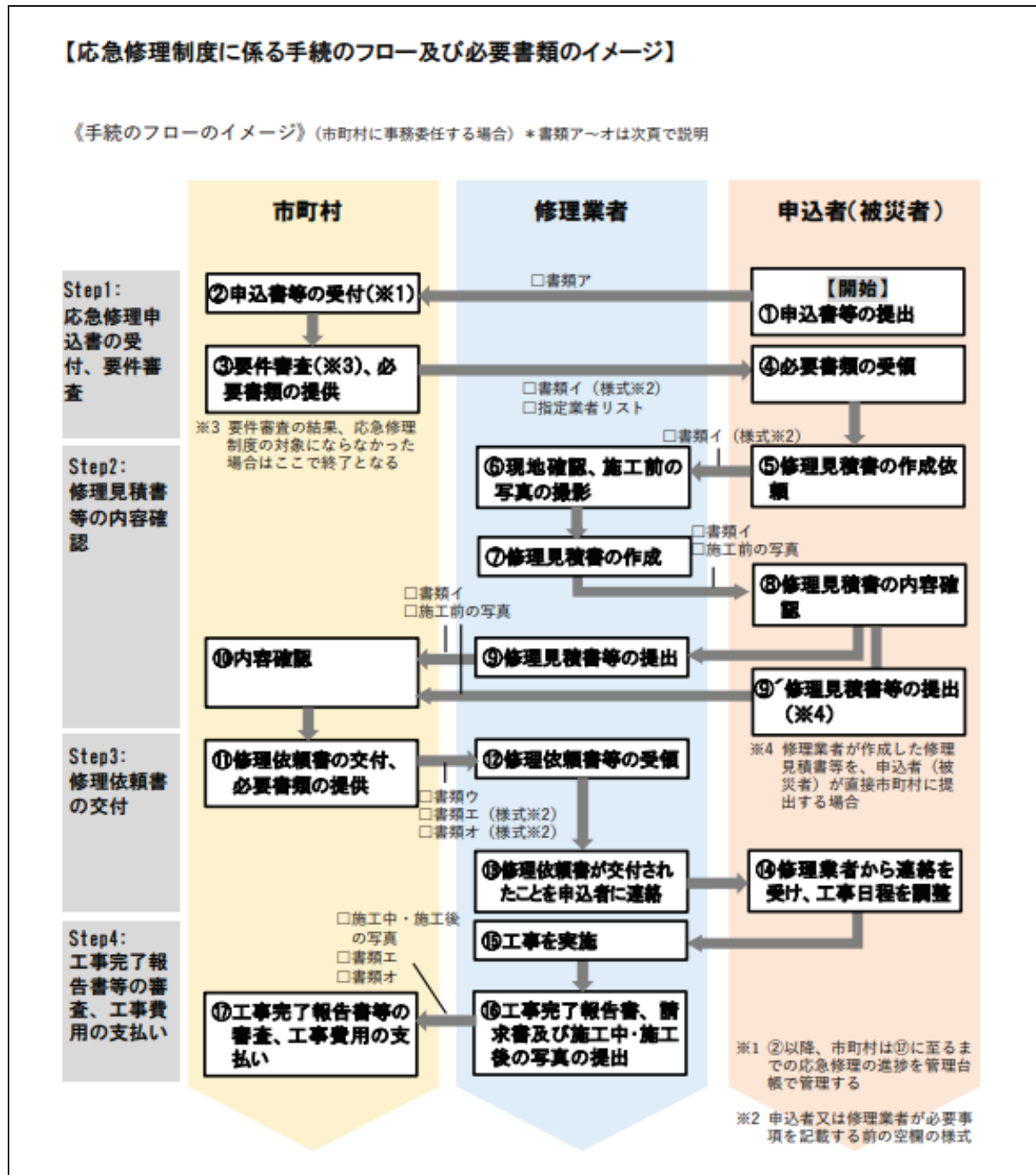
(注) 当省の調査結果による。

参考8 応急修理の事務処理フロー（旧フロー）

通常の手続き		修理件数が著しく多数となる場合	
①	希望する被災者は、都道府県等の窓口に応急修理申込書を提出し、要件審査を受ける。 ※被害状況は、市町村が発行する「り災証明」によるものだけでなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。		
②	都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙を提供する。	②	都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙とともに 修理依頼書 を交付する。
③	被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。	③	被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行うとともに、 修理依頼書 を渡す。
④ ④' ④''	委託業者は、修理見積書を（直接又は被災者を通じて）都道府県等の窓口提出する。 ※修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。 ※委託業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。		
⑤	都道府県等は、修理見積書の内容を確認の上、委託業者に修理依頼書を交付する。		
⑥	委託業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。		
⑦	委託業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること	⑤	委託業者は、工事を実施し、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
⑧	応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。	⑥	応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。
⑨	都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。	⑦	都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

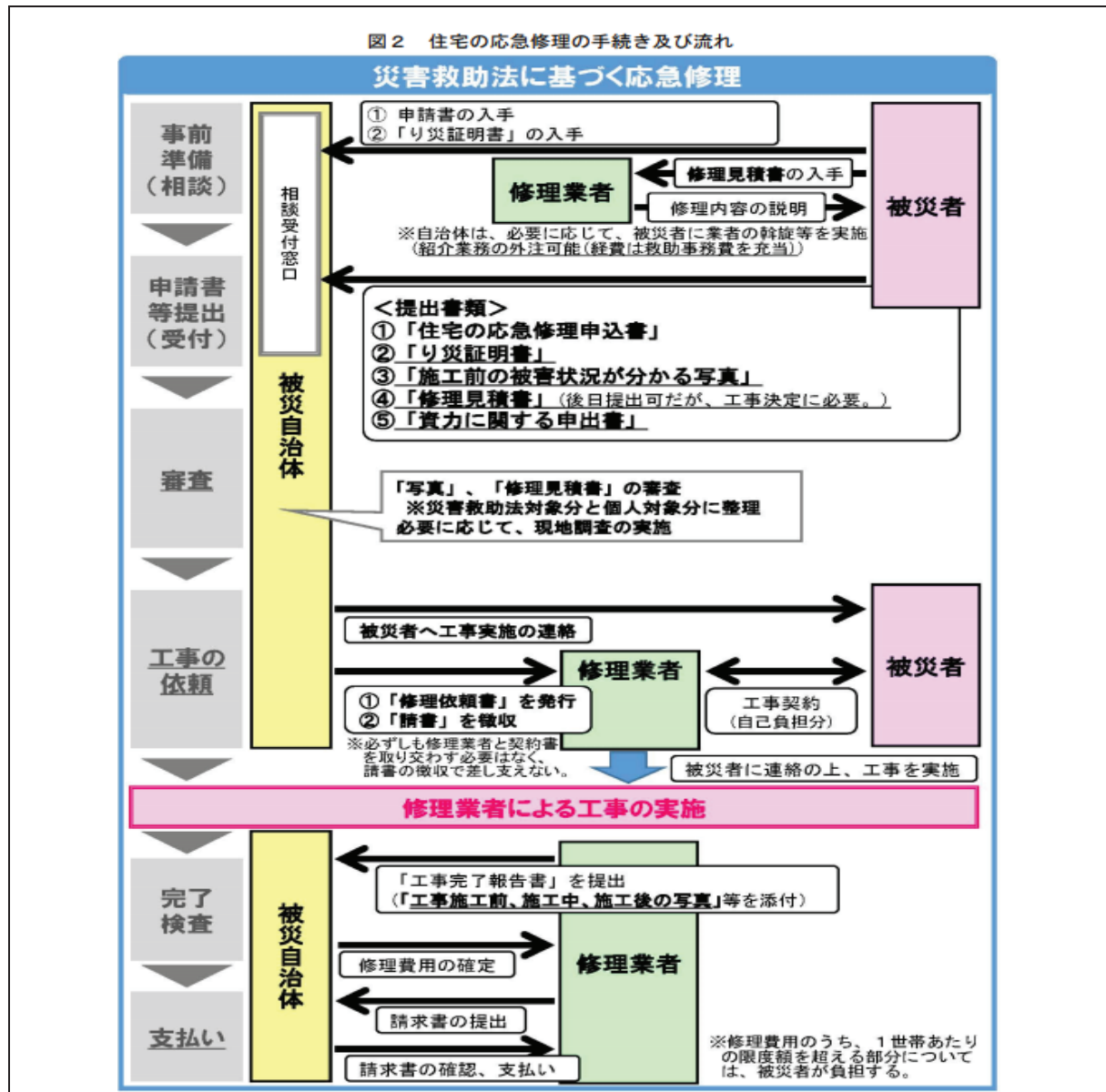
(注)「災害救助事務取扱要領」(平成31年4月版)による。

参考9 応急修理の旧フロー



(注) 応急修理の手引きによる。

参考 10 応急修理の新フロー



(注) 「災害救助事務取扱要領」による。

4 賃貸型応急住宅

参考 11 救助事務費（内閣府告示第 16 条）

	一般基準	
	法第 18 条第 1 項の救助の事務を行うのに必要な費用	
費用の限度額	3,000 万円以下	10/100
	3,000 万円超 6,000 万円以下	9/100
	6,000 万円超 1 億円以下	8/100
	1 億円超 2 億円以下	7/100
	2 億円超 3 億円以下	6/100
	3 億円超 5 億円以下	5/100
	5 億円超	4/100
対象経費	救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費 <input type="checkbox"/> 時間外勤務手当 <input type="checkbox"/> 賃金職員等雇上費 <input type="checkbox"/> 旅費 <input type="checkbox"/> 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、及び修繕料） <input type="checkbox"/> 使用料及び賃借料 <input type="checkbox"/> 通信運搬費 <input type="checkbox"/> 委託費	



（注）内閣府ホームページ掲載資料を基に当省が作成した。

参考 12 賃貸型の手引き<抜粋>

図表 5-3-3 アンケート調査票における設問の例

<p>情報連絡に係る訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に定めておいた連絡方法が発災時に機能しなかった場合に備え、どのような連絡方法を事前に準備しておく必要があるか ・各種質問については、各宅地建物取引業者から都道府県に対して個別に行うべきか、所属する不動産流通団体からまとめて行うべきか ・各連絡において用いる資料に過不足はないか ・業務フローに改善点はないか ・各連絡において追加で必要なプレイヤーはいるか ・各連絡において不要なプレイヤーはいるか ・発災後に所有者の意向の確認はどのように行うのが妥当か ・相談窓口の開設にあたって、必要な人員・体制の確保は可能か 等
<p>申込み・審査に係る訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種質問については、各宅地建物取引業者から都道府県に対して個別に行うべきか、所属する不動産流通団体からまとめて行うべきか ・審査にあたって資料に過不足はないか ・業務フローに改善点はないか ・申込み・審査において追加で必要なプレイヤーはいるか ・申込み・審査において不要なプレイヤーはいるか ・申込み・審査に係る業務委託の内容は妥当か ・申込み・審査にあたって、必要な人員・体制の確保は可能か 等
<p>入居手続きに係る訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種質問については、各宅地建物取引業者から都道府県に対して個別に行うべきか、所属する不動産流通団体からまとめて行うべきか ・入居手続きにあたって資料に過不足はないか ・業務フローに改善点はないか ・入居手続きにおいて追加で必要なプレイヤーはいるか ・入居手続きにおいて不要なプレイヤーはいるか ・入居手続きに係る業務委託の内容は妥当か ・入居手続きにあたって、必要な人員・体制の確保は可能か 等

参考 13 「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて」〈抜粋〉


社援発 0430 第 1 号 平成 23 年 4 月 30 日
岩手県知事 殿
厚生労働省社会・援護局長 
東日本大震災に係る応急仮設住宅としての 民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて
<p>今次災害の復旧に当たり、各県の奮闘、御尽力に敬意を表します。</p> <p>応急仮設住宅の供与に当たって民間賃貸住宅の借上げによることも差し支えない旨、累次にわたり周知してきたところであります。</p> <p>被災三県においては、現に救助を要する被災者が自ら民間賃貸住宅に入居している事例も少なくなく、また、応急仮設住宅の用地確保等の課題があつて避難所生活が長期化しているところであります。この状況下、民間賃貸住宅借上げの活用が求められており、今般、民間賃貸住宅の取扱いについて下記のとおりいたします。</p> <p>貴職におかれて、この内容を御了知いただくとともに、管下市町村に周知し、速やかに被災者の住環境の向上を図られたく、特段の御配慮御尽力をお願いします。</p>
記
1. 災害救助法による応急救助は、県が、現に救助を要する被災者に対して行うものである。この考え方に沿って、現に救助を要する被災者に、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われる。

2. 県の委任を受けた市町村が借り上げて提供した場合も、県借上げの場合と同様とする。
3. 発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、県(その委任を受けた市町村)名義の契約に置き換えた場合、1.と同様とする。
(注)契約置換えに当たっては、敷金、礼金、仲介手数料等の入居費用の二重払いや被災者の負担が生じぬよう、留意されたい。
4. 民間賃貸住宅借上げの場合の国庫負担対象経費は、敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用、並びに、月ごとの家賃、共益費及び管理費である。共益費及び管理費の実費は、月ごとの家賃に加算できる。
5. 月ごとの家賃については、地域の実情(実勢賃貸料)、被災者の家族構成等により区々であると想定されるものの、災害救助費という公費負担の性格にも鑑み、岩手・宮城内陸地震の際には一戸当たり月額6万円としたことを参考とされたい。なお、さらに特別な事情がある場合は、協議されたい。
6. 応急仮設住宅供与としての民間賃貸住宅借上げ予定期間は、2年間とする。
(注)上記取扱は、県外への避難者についても同様とする。

参考 14 賃貸型応急住宅の制度運用開始と申請期限

都道府県	開始	期限(注3)
熊本県(熊本地震)	平成28年4月26日(注1)	平成29年3月末
石川県(能登半島地震)	令和6年1月4日(注2)	令和7年1月末

- (注) 1 「平成28年熊本地震における民間賃貸住宅借上げ事業実施要領」による。
 2 「令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅に係る事務処理要領」による。
 3 期限は、当省の調査結果による(令和8年1月1日時点)。

参考 15 3者間契約時の重要事項説明書（例）

重要事項説明書（定期借家用）					
借主 広島県知事 様					
下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。ただし <input checked="" type="checkbox"/> 印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係のないことを示します。					
宅地建物取引業者	A			B	
	商号又は名称		Ⓜ	商号又は名称	
	代表者の氏名		Ⓜ	代表者の氏名	
	主たる事務所所在地	TEL		主たる事務所所在地	TEL
	免許証番号	広島県知事（ ）第	号	免許証番号	
	免許年月日	平成	年	月	日
説明を引く士宅地	氏名		Ⓜ	氏名	
	登録番号	広島県知事	第	号	登録番号
	業務に従事する事務所所在地	TEL		業務に従事する事務所所在地	TEL
	事務所所在地			事務所所在地	
取引態様	媒介				
供託等に関する説明	宅地建物取引保証協会の名称及び所在地				
	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会				
	東京都千代田区岩本町2丁目6番3号				
	所属地方本部の名称及び所在地				
	(公社) 全国宅地建物取引業保証協会 広島本部 広島市中区昭和町11-5 広島県不動産会館				
非済業務保証金の供託所及び所在地					
東京法務局					
東京都千代田区九段南1丁目1番15号					
(公社) 広島県宅地建物取引業協会の記入					
建物及び貸主等の表示					
名称	階		号	所在地	
構造	階建		間取り	床面積	m ²
種類	<input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/>			新築年月	
貸主の住所・氏名					
管理の	氏名（商号又は名称）		TEL		
委託先	住所（主たる事務所の所在地）		TEL		
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号					
1 建物登記簿に記載された事項等（平成 年 月 日 現在）					
名義人の住所氏名					
甲区	所有権にかかる権利に関する事項	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 差押登記	<input type="checkbox"/> 仮処分	<input type="checkbox"/> ()
			<input type="checkbox"/> 仮差押	<input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記	
乙区	所有権以外の権利に関する事項	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 抵当権	<input type="checkbox"/> 根拠当権	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> ()
登記名義人と貸主が <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる→理由：					
※抵当権に対抗することができない賃借権については、抵当権の実行による競売がなされた場合、賃借人は競落人の買受の日から6か月以内に限り、当該不動産の明渡しを拒むことができます。なお、敷金は競落人に引き継がれません。					
2 建物賃貸借契約の種類・期間・更新等					
種類	定期借家契約				
期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで（ 1年間 ）				
更新	定期借家契約は更新のない借家契約です。				
3 用途その他の利用の制限					
用途制限	住宅専用				
利用の制限	<input type="checkbox"/> ペット不可 <input type="checkbox"/> ピアノ不可 <input type="checkbox"/>				
4 法令に基づく制限の概要					
法令名	<input type="checkbox"/> 新住宅市街地開発法 <input type="checkbox"/> 新都市基盤整備法 <input type="checkbox"/> 流通業務市街地整備法 <input type="checkbox"/> 農地法				
	<input type="checkbox"/> その他（法令名： 制限の内容：)				
	土砂災害防止対策推進法による土砂災害警戒区域： <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内				
	宅地造成等規制法に規定する造成宅地防災区域： <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内				
津波災害防止対策推進法による津波災害警戒区域： <input type="checkbox"/>					
5 工事完了時における形状・構造等（未完成物件の場合）					
本物件は未完成物件に <input type="checkbox"/> 該当します。 <input type="checkbox"/> 該当しません。					

6 定期賃貸借に伴い授受される金銭

月 額		額		支払い時期・方法	
入居者負担部分		広島県負担部分			
管理費	円	家賃	円	被災者向け借上げ住宅賃貸借契約書類書(3)、(3-2)及び(4)の記載内容に準じる	
共益費	円				
合計月額	円	合計月額	円		
月額以外の費用 広島県の負担	仲介手数料 (定額:家賃0.54か月分)		円	火災保険等損害保険料 (上限額:年15,000円)	円
	退去修繕負担金 (定額:家賃1か月)		円	礼金 (上限額:家賃1か月)	円
	その他 ()		円		

7 契約解除に関する事項

被災者向け借上げ住宅賃貸借契約書第12条から第13条による。

8 損害賠償額の前定又は違約金に関する事項

定めあり(被災者向け借上げ住宅賃貸借契約書 頭書(8) 特約事項記載)

9 施設・設備の状況(完成物件の場合)

①電 気	<input type="checkbox"/> 中国電力・ <input type="checkbox"/> その他()	TEL	[メータ]	<input type="checkbox"/> 専・ <input type="checkbox"/> 子・ <input type="checkbox"/> 割当
②ガ ス	<input type="checkbox"/> 都市・ <input type="checkbox"/> プロパン(<input type="checkbox"/> 集中・ <input type="checkbox"/> 個別)・ <input type="checkbox"/> 無	TEL	[メータ]	<input type="checkbox"/> 専・ <input type="checkbox"/> 子・ <input type="checkbox"/> 割当
③水 道	<input type="checkbox"/> 公営・ <input type="checkbox"/> 私設・ <input type="checkbox"/> 井戸	TEL	[メータ]	<input type="checkbox"/> 専・ <input type="checkbox"/> 子・ <input type="checkbox"/> 割当
④排 水	<input type="checkbox"/> 公共下水・ <input type="checkbox"/> 浄化槽・ <input type="checkbox"/> 側溝			
⑤ト イ レ	<input type="checkbox"/> 専用(浴室と別・ <input type="checkbox"/> 一棟) ・共用/ <input type="checkbox"/> 水洗・ <input type="checkbox"/> 汲取	⑩冷暖房	<input type="checkbox"/> 有(使用可) <input type="checkbox"/> 無(<input type="checkbox"/> 設置可・ <input type="checkbox"/> 不可)	台 サービス設置品 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有()
⑥浴 室	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	⑪台 所	<input type="checkbox"/> 専用・ <input type="checkbox"/> 共用	備考
⑦シャワー	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	⑫コンロ	<input type="checkbox"/> 有(使用可)・ <input type="checkbox"/> 無	
⑧洗面所	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	⑬電話設置	<input type="checkbox"/> 可(ヶ所)・ <input type="checkbox"/> 不可	
⑨給 湯	<input type="checkbox"/> 有(使用可)・ <input type="checkbox"/> 無	⑭照明器具	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

10 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

※有の場合は補足資料にも記載

石綿使用調査結果の記録の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有
	【照会先】 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理業者() <input type="checkbox"/> 管理組合(区分所有建物の場合) <input type="checkbox"/> 施工会社()

11 建物の耐震診断に関する事項

※有の場合は補足資料にも記載

耐震診断の有無	<input type="checkbox"/> 該当しません。 <input type="checkbox"/> 該当します。(<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有)
	【照会先】 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理業者() <input type="checkbox"/> 管理組合(区分所有建物の場合)

12 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)

建物状況調査の実施の有無※	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(別添「建物状況調査の結果の概要参照」)
	【照会先】 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理業者() <input type="checkbox"/> 管理組合(区分所有建物の場合)

※既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものである場合に限り

13 金銭の貸借のあつせん 無 有

あつせんの内容	借付貸借が成立しないときの措置
---------	-----------------

14 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか 講じません 講じます(保全措置を行う機関)

15 添付書類

1. 被災者向け借上げ住宅賃貸借契約書(案)	2. 建物登記情報	3. 土砂災害警戒及び特別警戒区域
4.	5.	6.

16 備考

宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受け十分理解しました。

平成 年 月 日

借 主 (住所) 広島市中区基町10-52

(氏名) 広島県 代表者 広島県知事 湯崎 英彦

転借人 (住所)

(上記代理人)

(氏名)

印

(注) 広島県宅地建物取引業協会ホームページ掲載資料による。

重要事項説明書（建物賃貸借用）

年 月 日

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから十分理解されますようお願いします。

様

免許番号	大臣 鹿児島県知事（ ）第 号	免許番号	大臣 鹿児島県知事（ ）第 号
事務所所在地商号		事務所所在地商号	
代表者名	印	代表者名	印
宅地建物取引士	登録番号 鹿児島 第 号 氏 名	宅地建物取引士	登録番号 鹿児島 第 号 氏 名
取引態様	貸主 代理 仲介	取引態様	貸主 代理 仲介

1. 供託所等に関する事項

宅地建物取引業保証協会の名称	(公社)全国宅地建物取引業保証協会
宅地建物取引業保証協会の所在地	東京都千代田区岩本町2丁目6番3号
所属地方本部	(公社)全国宅地建物取引業保証協会 鹿児島本部
弁済業務保証金の供託所及び所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

2. 貸主等の表示

貸主	(住所)	(氏名)
所有者	(住所)	(氏名)
代理人	(住所)	(氏名)

3. 物件の表示

所在地		建物名称	
種類		階数等	階建 階 号室
用途		構造	
間取り		建築年月	年 月
			面積 m ²

4. ①建物賃貸借の種類・期間

種類	普通賃貸借 定期賃貸借 ()
期間	年 月 日から 年 月 日まで

②借地権の種類・期間（借地上の建物を賃貸する場合には記入説明する）

種類	旧法による借地権・新法による普通借地権・一般定期借地権・事業用借地権・建物譲渡特約付借地権
期間	年 月 日から 年 月 日まで

5. 賃料その他授受される金銭

賃料	円	共益費	円	媒介手数料	円
敷金	円	管理費	円	駐車料	円
	円		円		円

6. 物件の引き渡し時期（ 年 月 日）

7. 登記簿に記載された事項

所有権に関する事項（甲区）		所有権以外の権利に関する事項（乙区）
住所	所有権にかかる権利に関する事項	
氏名		

8. 建物の設備の整備状況

電気		水道		ガス		トイレ	
浴室		排水		台所		コンロ	
給湯		冷暖房		エレベーター		駐車場	

9. 管理に関する事項

管理の委託先 商号	所在地
-----------	-----

10. 建物建築の工事完了時の形状、構造等

完成済につき説明は省略します。 未完成につき別紙の通りです。

11. 契約の解除に関する事項

--

12. 損害賠償の予定又は違約金に関する事項

--

13. 敷金等の清算に関する事項

--

14. その他の調査事項

法令に基づく制限	
建物状況調査の有無、内容	
造成宅地防災区域内か否か、内容	
土砂災害警戒区域内か否か、内容	
津波災害警戒区域内か否か、内容	
水害ハザードマップの有無、所在地	
石綿使用調査結果の記録に関する事項	
建物の耐震診断に関する事項	

15. 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか		保全措置を行う機関	
--------------	--	-----------	--

16. その他

--

以上の重要事項について、宅地建物取引士から説明を受け重要事項説明書を受領しました。

年 月 日 住所
氏名



(注) 鹿児島県宅地建物取引業協会ホームページ掲載資料による。

参考 17 能登半島地震における輪島市の長期避難世帯（ライフライン途絶）に関する内閣府との協議資料＜抜粋＞

長期避難世帯応急仮設住宅供与対象者 協議書

市町名	輪島市
担当課名	
作成者名	
連絡先	

1 対象地域（対象地域の位置図を添付すること）	
河井地区 鳳至・海士・輪島崎地区 大屋地区 河原田地区 鶴巣地区 町野地区 南志見地区 三井地区 西保地区 仁岸地区 阿岸地区 黒島地区 門前・諸岡地区 本郷地区 浦上地区 七浦地区	
2 対象世帯数（対象者名簿を添付すること）	
※申請とりまとめ後に一覧表にて報告	
3 長期にわたり自らの住居に居住できない理由（該当する区分に○をつける）	
<input type="checkbox"/>	①二次被害等により住宅が被害を受ける恐れがある
<input checked="" type="checkbox"/>	②ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している
<input type="checkbox"/>	③地すべり等により避難指示等を受けている
4 詳細状況	
<対象地域の状況>	
1 河井地区 道路の亀裂陥没・家屋倒壊による通行不可・断水（配管破断）・病院機能停止（救急のみ）・火災による焼失	
2 鳳至・海士・輪島崎地区 道路の亀裂陥没・家屋倒壊による通行不可・断水（配管破断）・病院機能停止（救急のみ）	
3 大屋地区 道路の亀裂陥没・家屋倒壊による通行不可・断水（配管破断）・病院機能停止（救急のみ）・道路崩落による孤立集落の発生	
4 河原田地区 道路の亀裂陥没・家屋倒壊による通行不可・断水（配管破断）・病院機能停止（救急のみ）・道路崩落による孤立集落の発生	
5 鶴巣地区 道路の亀裂陥没・土砂崩れ・家屋倒壊による通行不可・断水（配管破断）・病院機能停止（救急のみ）・道路崩落による孤立集落の発生	
6 町野地区 道路の亀裂陥没・土砂崩れ・家屋倒壊による通行不可・断水（配管破断）・病院機能停止（救急のみ）・道路崩落による孤立集落の発生	
7 南志見地区 道路の亀裂陥没・家屋倒壊による通行不可・断水（配管破断）・病院機能停止（救急のみ）・道路崩落による孤立集落の発生	

1 斜面崩落



2 住宅火災



(注) 石川県の資料を当省が加工（黒塗り）した。

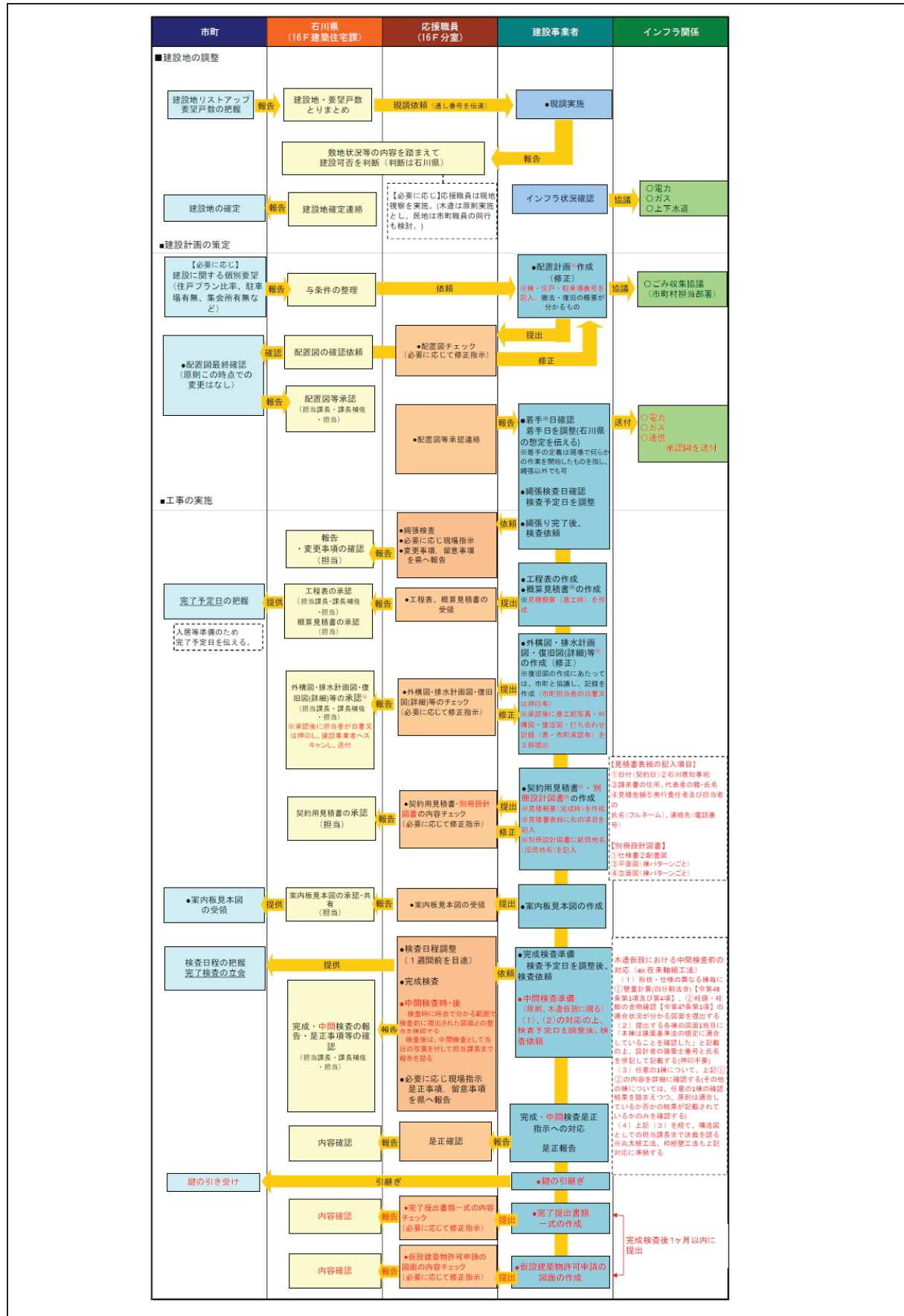
5 建設型応急仮設住宅

参考 18 主な建設型関係団体とその概要

事例		協会等の概要	外観
① 一般社団法人 プレハブ建築協会	規格 建築 部会	・プレハブ構法による「システム建築」による組立ハウス及びユニットハウスの生産・設計・施工、建物のリース・販売等を行っている会員により構成	
	住宅 部会	・工業化住宅メーカーにより構成	
② 一般社団法人全国 木造建設事業協会 (全木協)		・一般社団法人 JBN・全国工務店協会（地域工務店による組織）、全国建設労働組合総連合（大工・左官などの建設業に従事する労働者・職人、一人親方、手間請従事者等で組織している組合）等により構成	
③ 一般社団法人日本 木造住宅産業協会 (木住協)		・木造住宅等を生産し供給する法人「1 種会員」、住宅用機器・部品・部材等を生産し供給する法人「2 種会員」、木造住宅等の設計を行う個人または法人「3 種会員」により構成	
④ 一般社団法人日本 ムービングハウス 協会		・応急仮設住宅としての「ムービングハウス」の普及促進と、その社会的備蓄に向けた官民連携の取り組み「防災・家バンク」を通じて活動。販売、生産、協働の会員区分で構成	

(注) 建設型の手引きによる。

参考 19 能登半島地震における建設型の候補地選定から建設までの業務フロー



(注) 石川県の資料による。

参考 20 都道府県協定締結先（令和 7 年 9 月 30 日時点）

都道府県名	協定締結先
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）プレハブ建築協会 ・（一社）全国木造建設事業協会 ・（一社）日本木造住宅産業協会 ・（一社）日本ムービングハウス協会
神奈川県 （県内救助 実施市と連 名）	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）プレハブ建築協会 ・（一社）全国木造建設事業協会 ・（一社）日本木造住宅産業協会 ・（一社）日本ムービングハウス協会 ・（一社）神奈川県建設業協会 ・（一社）神奈川県建築士事務所協会
愛知県 （県内救助 実施市と連 名）	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）プレハブ建築協会 ・（一社）全国木造建設事業協会 ・（一社）日本木造住宅産業協会 ・（一社）日本ムービングハウス協会 ・（一社）日本ツーバイフォー建築協会東海支部
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）プレハブ建築協会 ・（一社）全国木造建設事業協会 ・（一社）日本木造住宅産業協会 ・（一社）日本ムービングハウス協会 ・（一社）日本ツーバイフォー建築協会静岡県支部
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）プレハブ建築協会 ・（一社）全国木造建設事業協会 ・（一社）日本木造住宅産業協会 ・（一社）日本ムービングハウス協会 ・（一社）三重県建設業協会、三重県木材協同組合連合会、（一社）三重電業協会、（一社）三重県管工事工業協会（4者連名） ・（一社）日本ログハウス協会
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）プレハブ建築協会 ・（一社）全国木造建設事業協会 ・（一社）日本木造住宅産業協会 ・都市再生機構西日本支社
兵庫県 （県内救助 実施市と連 名）	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）プレハブ建築協会 ・（一社）全国木造建設事業協会 ・（一社）日本木造住宅産業協会 ・（一社）日本ムービングハウス協会
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）プレハブ建築協会 ・（一社）全国木造建設事業協会 ・（一社）日本木造住宅産業協会 ・和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会

	(和歌山県木造住宅生産体制強化推進協議会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)日本木造住宅産業協会の3団体で構成)
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社)プレハブ建築協会 ・(一社)全国木造建設事業協会 ・(一社)日本木造住宅産業協会
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社)プレハブ建築協会 ・(一社)全国木造建設事業協会 ・(一社)日本木造住宅産業協会 ・(一社)日本ムービングハウス協会
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社)プレハブ建築協会 ・(一社)全国木造建設事業協会 ・(一社)日本木造住宅産業協会 ・(一社)大分県建設業協会 ・(一社)大分県電設業協会 ・大分県管工事協同組合連合会 ・(一社)日本モバイル建築協会
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社)プレハブ建築協会 ・(一社)全国木造建設事業協会 ・(一社)日本木造住宅産業協会 ・(一社)宮崎県建設業協会

(注) 当省の調査結果による。

健福第343号

住第425号

令和5年(2023年)8月8日

各市町村 災害救助法担当課長 様

熊本県健康福祉部健康福祉政策課長

熊本県土木部建築住宅局住宅課長

(公印省略)

建設型応急住宅の建設候補地の確保状況等について（照会）

このことについて、平成28年熊本地震では県内で4,303戸、令和2年7月豪雨では808戸の建設型応急住宅が建設されたところです。

この建設型応急住宅は、災害発生時に住家を失った被災者に当面の住まいを提供するものですが、その建設候補地を事前に確保していなかったこと、確保していたが地割れが発生したこと、また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存在していたことなどから、建設用地の確保に苦慮した事例が発生しました。

建設型応急住宅の建設は被災者の痛みを最小化する観点から、早期の整備が望まれるものであり、県地域防災計画において、あらかじめ建設候補地を確保することが定められています。

つきましては、今後の災害に備え、下記のとおり、建設候補地の選定および確保状況について把握したいので、御回答くださるようお願いいたします。

記

1 建設候補地の選定における留意点

- (1) 建設候補地の選定にあたっては、【参考2】を参照のうえ、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を国土交通省および県のホームページ等で確認し、安全性を十分に考慮のうえ選定してください。（土砂災害警戒区域等に指定されていない場合も、指定基準該当の有無を確認すること。）
- (2) 建設候補地は複数個所選定してください。
- (3) 公有地で十分な候補地が確保できない場合は、地権者と交渉し民有地を候補に入れてください。（協定等は未締結でも可）
- (4) 建設候補地は、対象となる地域や集落等のある程度想定して選定してください。
- (5) 自市町村内に適切な候補地が確保できない場合は、近隣市町村に協力を要請

し、近隣市町村での候補地確保に努めてください。

(6) 【参考1】～【参考2】を御参照のうえ、災害時に十分活用可能か御確認ください。

※建設型応急住宅が既に建設されている場所を候補地に入れても構いません。

2 建設候補地の確保状況の報告について

前回取りまとめた一覧(様式1)に変更点があれば朱書きで追加、修正をお願いします。

① 前回調査(令和4年9月)以降に建設候補地として追加した箇所を記載

② 前回調査(令和4年9月)内容の修正(削除を含む)

③ 土砂災害警戒区域、浸水想定区域、その他危険区域について記載のこと

④ 地域防災計画での位置づけの有無、また次回の改定時期について記載

※追加、修正した箇所はセルを黄色に着色、削除する箇所はセルを赤色に着色してください。

・回答様式 別添様式1

・提出先等 健康福祉政策課すまい対策室 [黒塗り]宛メールで回答

メールアドレス: [黒塗り]@g.jp

・回答期限 令和5年8月31日(木)

※建設候補地選定の有無や箇所数について公表することも考えられますので、回答は公表されることを前提に作成いただきますようお願いします。

※参考資料として、令和4年9月時点の応急仮設住宅建設候補地確保状況を添付しておりますので、御参照ください。

【参考1】平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨における応急仮設住宅建設用地確保に係る課題

- ・地震による地割れや浸水想定区域の存在などにより、応急仮設住宅の建設用地の確保に苦慮した。
- ・応急仮設住宅建設候補地が、既に土砂災害警戒区域等に指定されているケースや指定基準に該当するケースが見られた。
- ・応急仮設住宅建設候補地が、ヘリコプター発着場所、自衛隊車両や避難者の駐車場として利用されたため、利用できなかった。
- ・発災後に応急仮設住宅建設用地を選定したため、住民の合意形成や地権者との交渉に時間を要した。
- ・水道等のインフラ整備がなされていない土地が選定されたため、建設に時間と費用を要した。
- ・野球場やサッカーグラウンドなど他の関係者が関わる場所は、実際建設する際、交渉に時間を要した。(学校グラウンドの場合、代替地の検討も必要となる。)
- ・農地に整備した場合、仮設住宅供与期間終了後の現況復旧が困難であった。

(注) 熊本県の資料を当省が加工(黒塗り)した。

参考 22 石川県における建設型整備状況（能登半島地震、奥能登豪雨）（令和6年12月23日時点）

建設型応急住宅（令和6年能登半島地震）								2024(R6).12.23
市町名	団地名	建設地	住所	戸数	着工日	完成	備考	
七尾市	万行第1団地	万行1号公園	七尾市万行2丁目192	35	R6.1.20	R6.2.24		
	中島町第1団地	中島中学校跡地①	七尾市中島町中島甲14	60	R6.1.25	R6.3.16		
	中島町第1団地	中島中学校跡地②	七尾市中島町中島甲14	20	R6.3.20	R6.5.10		
	中島町第1団地	中島中学校跡地③	七尾市中島町中島甲14	5	R6.5.13	R6.6.13		
	舟尾町第1団地	田鶴浜定住促進住宅跡地	七尾市舟尾町ら部24	45	R6.1.25	R6.3.7		
	能登島向田町第1団地	能登島市民センター①	七尾市能登島向田町ろ部1-1	40	R6.1.30	R6.3.30		
	能登島向田町第1団地	能登島市民センター②	七尾市能登島向田町ろ部1-1	8	R6.5.10	R6.6.6		
	小島町第1団地	旧御蔵中学校グラウンド	七尾市小島町ら部42	95	R6.2.21	R6.4.24		
	垣吉町第1団地	田鶴浜多目的グラウンド	七尾市垣吉町へ部24	66	R6.2.21	R6.5.22		
	小島町第2団地	七尾総合市民体育館グラウンド	七尾市小島町西1-1	50	R6.3.8	R6.5.23		
	万行第2団地	万行第2団地	七尾市万行2丁目183	40	R6.5.8	R6.7.8		
	田鶴浜町第1団地	つるの子公園	七尾市田鶴浜町り部69	9	R6.5.15	R6.6.26		
	矢田新町第1団地	七尾市上下水道課所有地	七尾市矢田新町二部77-1	25	R6.5.15	R6.8.24		
	津向町第1団地	ななかクリーンセンター	七尾市津向町浜高52-7	28	R6.5.15	R6.8.24		
	本府中町第1団地	本府中町広場	七尾市本府中町ソ28-3	37	R6.5.21	R6.8.31		
	小島町第3団地	西部2号児童公園	七尾市小島町22-1	12	R6.5.21	R6.8.31		
	七尾市 計				575			
	輪島市	西脇町第1団地	農村ふれあい広場	輪島市西脇町60	30	R6.1.12	R6.2.21	
		マリンタウン第1団地	キリコ会館多目的広場①	輪島市マリンタウン6-1	18	R6.1.12	R6.1.31	
マリンタウン第1団地		キリコ会館多目的広場②	輪島市マリンタウン6-1	28	R6.1.27	R6.2.29		
マリンタウン第1団地		マリンタウンサブグラウンド	輪島市マリンタウン6-1	44	R6.2.22	R6.4.20		
道下第1団地		門前グラウンドゴルフ場①	輪島市門前町道下にの49-1	154	R6.1.30	R6.3.30		
道下第1団地		門前グラウンドゴルフ場②	輪島市門前町道下にの49-1	125	R6.1.30	R6.5.15		
里町第1団地		旧南志見小学校グラウンド	輪島市里町3部16	54	R6.1.30	R6.3.29		
横地町第1団地		河原田小学校グラウンド	輪島市横地町6-123	44	R6.1.31	R6.3.25		
河井町第1団地		文化会館周辺（職員駐車場）	輪島市河井町20部1-1	14	R6.1.30	R6.3.19		
町野町第1団地		町野小学校グラウンド	輪島市町野町葉蔵川原田42	81	R6.1.31	R6.3.14		
清水第1団地		門前総合運動公園	輪島市門前町清水7の1	69	R6.2.5	R6.3.26		
浦上第1団地		門前浦上グラウンドゴルフ場	輪島市門前町浦上チの1-1	34	R6.2.5	R6.3.19		
浦上第1団地		門前浦上グラウンドゴルフ場 備	輪島市門前町浦上8-99-2	45	R6.5.29	R6.7.25		
宅田町第1団地		旧輪島中学校	輪島市宅田町25部36-1	86	R6.2.8	R6.3.29		
宅田町第3団地		宅田町商業施設跡地	輪島市宅田町7-37	16	R6.2.8	R6.3.30		
宅田町第2団地		宅田町大型商業施設備	輪島市宅田町23-1	142	R6.2.8	R6.4.30		
杉平町第1団地		あての木園用地	輪島市杉平町鬼田25	29	R6.2.8	R6.3.28		
杉平町第2団地		サンアリーナ駐車場	輪島市杉平町1字12	41	R6.2.13	R6.4.18		
三井町第1団地		三井地区交流広場	輪島市三井町長沢1-20-2	68	R6.2.17	R6.5.20	木造(まちづくり型)	
マリンタウン第2団地		マリンタウン競技場①	輪島市マリンタウン3-1	87	R6.2.20	R6.4.25		
マリンタウン第2団地		マリンタウン競技場②	輪島市マリンタウン3-1	89	R6.2.20	R6.5.17		
河井町第2団地		文化会館周辺（北側駐車場）	輪島市河井町20部1-1	27	R6.2.25	R6.5.1		
町野町第2団地		町野グラウンドゴルフ場等①	輪島市町野町東大野出村91-1	70	R6.2.26	R6.7.13	木造(まちづくり型)	
町野町第2団地		町野グラウンドゴルフ場等②	輪島市町野町東大野出村91-1	198	R6.3.20	R6.5.31	木造(まちづくり型)	
小伊勢町第1団地		大屋小学校グラウンド	輪島市小伊勢町日隅7-3	48	R6.2.26	R6.4.18		
大野町第1団地		鶴巣小学校グラウンド	輪島市大野町菰沢2-3	56	R6.2.26	R6.4.29		
小伊勢町第2団地		小伊勢町大屋公民館前	輪島市小伊勢町広田44-1	26	R6.2.26	R6.4.11		
三井町第2団地		三井地区運動広場	輪島市三井町長沢1字34-2	20	R6.2.28	R6.4.20		

市町名	団地名	建設地	住所	戸数	着工日	完成	備考
輪島市	マリンタウン第3団地	マリンタウン交流広場	輪島市マリンタウン1-1	57	R6.2.28	R6.5.10	
	里町第2団地	南志見多目的グラウンド	輪島市里町32字20	100	R6.3.1	R6.4.30	木造(まちづくり型)
	河井町第3団地	文化会館周辺(東側駐車場)	輪島市河井町20部1-1	45	R6.3.1	R6.5.9	
	道下第2団地	門前西小学校グラウンド	輪島市門前町道下1-123	68	R6.3.4	R6.6.3	木造(まちづくり型)
	阿岸第1団地	ふれあい工房阿岸グラウンド	輪島市門前町是清イ1	34	R6.3.9	R6.5.23	
	鳳至町第1団地	鳳至小学校グラウンド	輪島市鳳至町堂金田1	107	R6.3.11	R6.6.10	木造(まちづくり型)
	頼地第1団地	旧仁岸小学校グラウンド	輪島市門前町馬場二の20	32	R6.3.11	R6.5.2	
	河井町第4団地	健康ふれあい広場	輪島市河井町16部1-1	39	R6.3.15	R6.6.3	
	本郷第1団地	旧本郷小学校グラウンド	輪島市門前町平1-32	36	R6.3.21	R6.8.22	木造(まちづくり型)
	西脇町第2団地	農村ふれあい広場横河原田公民館奥	輪島市西脇町60	39	R6.3.21	R6.7.10	
	輪島港第1・2・3団地	輪島港周辺	輪島市鳳至町下町197	67	R6.3.21	R6.6.12	
	七浦第1団地	旧七浦小学校グラウンド	輪島市門前町五十洲4の1	44	R6.3.27	R6.6.20	木造(まちづくり型)
	二俣町第1団地	旧二俣小学校グラウンドゴルフ場	輪島市二俣町19-32	31	R6.3.28	R6.6.22	
	山岸町第1団地	市立輪島病院第5駐車場	輪島市山岸町は43-1	30	R6.3.28	R6.6.14	木造(まちづくり型)
	山岸町第2団地	市立輪島病院南側広大農地①	輪島市山岸町に37	62	R6.4.8	R6.8.21	木造(まちづくり型)
	山岸町第2団地	市立輪島病院南側広大農地②	輪島市山岸町に37	57	R6.4.8	R6.8.21	木造(まちづくり型)
	山岸町第2団地	市立輪島病院南側広大農地③	輪島市山岸町に37	56	R6.4.8	R6.8.21	木造(まちづくり型)
	山岸町第3団地	市立輪島病院南側広大農地④	輪島市山岸町は58	46	R6.4.8	R6.8.16	木造(まちづくり型)
	小伊勢町第3団地	小伊勢町大屋公民館横	輪島市小伊勢町丸垣内21-1	14	R6.4.20	R6.8.27	木造(まちづくり型)
	下黒川町第1団地	下黒川集会所前	輪島市下黒川町32	24	R6.4.20	R6.8.31	木造(まちづくり型)
	稲屋町第1団地	稲屋町農地(田中組前)	輪島市稲屋町1字19-1	91	R6.4.24	R6.8.31	木造(まちづくり型)
	堀町第1団地	ゾウさん公園用地等	輪島市堀町3字3-1	31	R6.4.30	R6.10.22	木造(まちづくり型)
	鎮第1団地	門前市営駐車場	輪島市門前町鎮口の30	28	R6.6.2	R6.7.19	
道下第3団地	道下第1団地隣	輪島市門前町道下47-1-12	16	R6.6.27	R6.8.8		
輪島市 計				2,897			
珠洲市	三崎町第1団地	みさき小学校グラウンド	珠洲市三崎町粟津口部10-1	50	R6.1.12	R6.2.28	
	正院町第1団地	正院小学校グラウンド①	珠洲市正院町川尻1部39	40	R6.1.12	R6.2.6	
	正院町第1団地	正院小学校グラウンド②	珠洲市正院町川尻1部39	36	R6.1.30	R6.3.2	
	三崎町第2団地	三崎中学校グラウンド	珠洲市三崎町宇治ヨ部114	60	R6.1.25	R6.3.14	
	蛸島町第1団地	市営多目的広場	珠洲市蛸島町鉢ヶ崎1-3	117	R6.1.25	R6.3.29	
	宝立町第1団地	宝立小中学校グラウンド	珠洲市宝立町蛸島部83	153	R6.2.3	R6.3.30	
	若山町第1団地	若山小学校グラウンド	珠洲市若山町古蔵11-100-1	61	R6.2.15	R6.4.18	
	上戸町第1団地	上戸多目的広場(GG)	珠洲市上戸町北方は78-1	33	R6.2.15	R6.4.18	
	蛸島町第2団地	市営グラウンドゴルフ場(北)	珠洲市蛸島町鉢ヶ崎1-2-174	42	R6.2.19	R6.4.2	
	蛸島町第3団地	市営グラウンドゴルフ場(西)	珠洲市蛸島町鉢ヶ崎1-24	48	R6.2.19	R6.4.11	
	上戸町第2団地	上戸小学校グラウンド	珠洲市上戸町寺社5-74-2	30	R6.2.20	R6.4.10	
	蛸島町第5団地	蛸島小学校グラウンド	珠洲市蛸島町ワ部69	40	R6.2.26	R6.4.19	
	宝立町第2団地	見附公園①	珠洲市宝立町蛸島ハの部1番地3	30	R6.3.1	R6.6.10	木造(まちづくり型)
	宝立町第2団地	見附公園②	珠洲市宝立町蛸島二の部47番地4	30	R6.3.1	R6.7.17	木造(まちづくり型)
	宝立町第2団地	見附公園③	珠洲市宝立町蛸島21字59番地1	30	R6.3.1	R6.8.8	木造(まちづくり型)
	宝立町第2団地	見附公園④	珠洲市宝立町蛸島ハの部1番地1	30	R6.6.25	R6.10.10	木造(まちづくり型)
	宝立町第2団地	見附公園⑤	珠洲市宝立町蛸島ハの部1番地1	15	R6.6.25	R6.10.29	木造(まちづくり型)
	蛸島町第4団地	市営グラウンドゴルフ場(南)	珠洲市蛸島町鉢ヶ崎36-4	51	R6.3.1	R6.4.17	
	正院町第2団地	正院ゲートボール場	珠洲市正院町正院2丁目1-1	28	R6.3.4	R6.4.29	
	正院町第2団地	正院ゲートボール場の向側	珠洲市正院町正院二丁目1-4	20	R6.10.11	R6.12.6	
三崎町第3団地	黒山里海自然学校	珠洲市三崎町小泊33-7	20	R6.3.7	R6.5.7		

市町名	団地名	建設地	住所	戸数	着工日	完成	備考
珠洲市	野々江町第2団地	菟小学校	珠洲市野々江町二部38-2	26	R6.3.20	R6.5.2	
	三崎町第4団地	杉山農村公園	珠洲市三崎町杉山51字59-1	12	R6.3.25	R6.7.25	木造(まちづくり型)
	折戸町第1団地	旧日置中学校グラウンド	珠洲市折戸町ヌ部8	42	R6.3.25	R6.7.23	木造(まちづくり型)
	野々江町第1団地	総合病院東側駐車場	珠洲市野々江町ユ部1-1	19	R6.3.26	R6.4.30	
	上戸町第3団地	旧上戸保育所グラウンド	珠洲市上戸町寺社イ-87	9	R6.3.28	R6.7.22	木造(まちづくり型)
	正院町第3団地	飯塚保育所グラウンド	珠洲市正院町飯塚は57	19	R6.3.29	R6.6.28	木造(まちづくり型)
	若山町第2団地	火宮農村公園	珠洲市若山町火宮10	4	R6.3.29	R6.6.28	木造(まちづくり型)
	野々江町第3団地	野々江総合公園テニスコート	珠洲市野々江町6-1	19	R6.4.21	R6.6.14	
	若山町第3団地	旧大坊小学校跡地	珠洲市若山町宇都山16-29	29	R6.5.1	R6.9.30	木造(まちづくり型)
	宝立町第3団地	旧鶴島駅前空き地	珠洲市宝立町鶴島21	15	R6.5.8	R6.8.29	木造(まちづくり型)
	正院町第4団地	うじま公園	珠洲市正院町川尻狹的18-1	27	R6.5.15	R6.6.30	
	高屋町第1団地	高屋漁港	珠洲市高屋町25字99	19	R6.5.15	R6.7.9	
	飯田町第2団地	飯田町第2団地	珠洲市飯田町13の部87-1	17	R6.5.15	R6.6.24	
	飯田町第3団地	飯田町第3団地	珠洲市飯田町8の部71-4	7	R6.5.15	R6.6.24	
	野々江町第4団地	野々江町第4団地	珠洲市野々江町メの部8-10	6	R6.5.15	R6.6.25	
	野々江町第5団地	野々江町第5団地	珠洲市野々江町ヒの部5	13	R6.5.15	R6.6.30	
	狼煙町第1団地	道の駅狼煙駐車場①	珠洲市狼煙町テ部16	12	R6.5.15	R6.7.31	
	狼煙町第1団地	道の駅狼煙駐車場②	珠洲市狼煙町テ部16	4	R6.8.27	R6.10.28	
	唐笠町第1団地	唐笠町牧場用地	珠洲市唐笠町ハヶ山1部11	1	R6.5.17	R6.6.20	
	飯田町第1団地	飯田小学校グラウンド	珠洲市飯田町19部61	66	R6.5.20	R6.9.30	
	大谷町第1団地	大谷小中学校グラウンド	珠洲市大谷町1字78	72	R6.5.21	R6.11.29	
	蛸島町第6団地	蛸島港①	珠洲市正院町川尻狹的22-2	36	R6.5.29	R6.10.28	
	蛸島町第6団地	蛸島港②	珠洲市正院町川尻狹的22-2	66	R6.5.29	R6.8.31	
	蛸島町第6団地	蛸島港③	珠洲市正院町川尻狹的22-2	34	R6.10.18	R6.11.30	
	蛸島町第6団地	蛸島港④	珠洲市正院町川尻狹的22-2	24	R6.10.21	R6.12.23	
	飯田町第4団地	城山街区公園	珠洲市飯田町10-20-2	19	R6.7.15	R6.9.6	
	宝立町第4団地	宝立民有地 1	珠洲市宝立町柏原ハ25	43	R6.7.17	R6.9.13	
	狼煙町第2団地	横山民有地	珠洲市狼煙町二	3	R6.8.17	R6.12.5	木造(ふるさと回帰型)
	若山町第4団地	旧上黒丸小学校グラウンド	珠洲市若山町上黒丸10-34	23	R6.8.21	R6.11.2	木造(まちづくり型)
	上戸町第4団地	上戸寺社民有地	珠洲市上戸町寺社17字75	8	R6.8.27	R6.10.23	
	野々江町第6団地	野々江町第6団地	珠洲市野々江町シ52	12	R6.8.27	R6.10.23	
	飯田町第5団地	旧図書館駐車場	珠洲市飯田町9部83-2	6	R6.8.30	R6.10.25	
野々江町第7団地	飯田高校下バスロータリー	珠洲市野々江町モ37-3	8	R6.8.31	R6.10.29		
若山町第5団地	若山町古蔵民有地	若山町古蔵11字83-3	34	R6.8.31	R6.12.20		
珠洲市 計				1,718			
羽咋市	霞丈団地	霞丈台地スポーツ広場	羽咋市柳田町ミ1-1	54	R6.2.28	R6.4.20	
	石野団地	石野町地内市有地	羽咋市石野町へ26-1	13	R6.3.15	R6.4.26	
	羽咋市 計				67		
内灘町	向栗崎団地	向栗崎運動公園	内灘町向栗崎 1丁目412	23	R6.1.31	R6.3.4	
	千島台団地	千島台第3公園	内灘町千島台 2丁目360-1	11	R6.2.1	R6.3.4	
	宮坂団地	勤労者体育センター横広場	内灘町宮坂6字1-1	11	R6.2.17	R6.3.23	
	総合公園団地	総合公園	内灘町宮坂に459	20	R6.2.19	R6.3.30	
	鶴ヶ丘団地	鶴ヶ丘 1丁目道路計画用地	内灘町鶴ヶ丘 1丁目437	10	R6.3.22	R6.4.27	
	室団地	室地区	内灘町室西34	20	R6.7.30	R6.11.22	木造(ふるさと回帰型)
	内灘町 計				95		

市町名	団地名	建設地	住所	戸数	着工日	完成	備考	
志賀町	とぎ第1団地	旧 J A 志賀富来支店駐車場	志賀町富来領家町甲6-1	20	R6.1.26	R6.2.20		
	とぎ第2団地	富来健民ホッケー競技場	志賀町里本江37-1-10	65	R6.2.1	R6.3.27		
	とぎ第3団地	富来湾漁業倉庫跡地	志賀町富来領家町タ2-41	12	R6.2.1	R6.3.8		
	とぎ第4団地	旧富来小学校運動場	志賀町富来高田2-41	76	R6.2.20	R6.4.22		
	しか第1団地	旧堀松保育園跡地	志賀町堀松辰45-1	21	R6.3.5	R6.4.25		
	とぎ第6団地	領家町所有地（富来支所横）	志賀町富来領家町甲29	28	R6.4.30	R6.8.30	木造(まちづくり型)	
	とぎ第5団地	神造公民館グラウンド	志賀町広地ヌ23	16	R6.4.30	R6.7.22	木造(まちづくり型)	
	とぎ第7団地	滝見ゲートボール場	志賀町滝見松田248	16	R6.6.6	R6.8.31	木造(まちづくり型)	
	とぎ第8団地	富来小学校運動場	志賀町相神に80	98	R6.6.25	R6.9.30	木造(まちづくり型)	
	しか第2団地	柴木運動公園①	志賀町高浜町ヨ1-6	22	R6.6.26	R6.8.2		
	しか第2団地	柴木運動公園②	志賀町高浜町ヨ1-6	19	R6.6.26	R6.8.31		
	志賀町 計				393			
宝達志水町	しお団地	旧町営住宅園地	宝達志水町子浦ナ78-1	4	R6.8.27	R6.11.29	木造(ふるさと回帰型)	
	宝達志水町 計				4			
中能登町	二宮第1団地	旧二宮あおばテニスコート	中能登町二宮あおば台11	10	R6.3.27	R6.4.30		
	能登部第1団地	能登部駅前駐車場	中能登町能登部下96部20-1	10	R6.5.10	R6.6.15		
	良川第1団地	中能登町運動公園	中能登町良川ま部44-1	10	R6.8.6	R6.10.30		
	中能登町 計				30			
穴水町	川島第1団地	川島児童公園	穴水町字川島ア48	15	R6.1.15	R6.2.28		
	川島第3団地	町民農園	穴水町字川島タ52-1	43	R6.1.20	R6.3.20		
	川島第2団地A	穴水交通公園	穴水町字川島キ13	18	R6.1.20	R6.3.5		
	由比ヶ丘団地	陸上競技場①	穴水町字由比ヶ丘い35-2	85	R6.2.11	R6.4.2		
	由比ヶ丘団地	陸上競技場②	穴水町字由比ヶ丘い35-2	95	R6.2.11	R6.4.20		
	住吉第1団地	住吉公民館	穴水町字中居口62-乙	21	R6.2.13	R6.4.29		
	住吉第2団地	住吉公民館（御蔵橋側）	穴水町字中居口110	9	R6.2.13	R6.4.29		
	諸橋団地	旧諸橋保育所	穴水町字加川口1	10	R6.2.28	R6.4.17		
	下唐川第1団地	下唐川地区団地	穴水町下唐川ち1	11	R6.2.28	R6.4.12		
	港町団地B,C	港町1（マルシェ駐車場跡地）	穴水町字大町い114	16	R6.3.11	R6.4.29		
	港町団地A,D	港町2（能登会館跡地）	穴水町字大町い111	20	R6.3.11	R6.4.28		
	川島第2団地B,C,D	東町（穴水交通公園周辺）	穴水町字川島キ1	47	R6.3.11	R6.5.8		
	兜団地	甲公民館近接地横（民有地）	穴水町字甲レ170-1	26	R6.3.11	R6.5.1		
	鶴島団地	鶴島（ガススタンド跡）	穴水町鶴島ハ20	8	R6.3.11	R6.4.23		
	志ヶ浦第1,2団地	志ヶ浦コミュニティセンター隣接地	穴水町志ヶ浦ル1	26	R6.3.18	R6.5.25		
	下唐川第2団地	下唐川地区団地（その2）	穴水町下唐川と101	6	R6.3.27	R6.7.17	木造（ふるさと回帰型）	
	白山団地	白山団地	穴水町字川島い76	22	R6.3.29	R6.7.21	木造(まちづくり型)	
	住吉第3団地	住吉公民館道路向かい民地	穴水町字中居口27	11	R6.4.30	R6.7.30		
	河内団地	河内集会所隣接地	穴水町河内に34-2	12	R6.4.30	R6.7.19		
	川島第2団地E,F	川島第2団地付近用地	穴水町字川島キ48-1	31	R6.5.22	R6.7.1		
	穴水町 計				532			
	能登町	うかわ団地	旧鶴川小学校グラウンド①	能登町鶴川29字1	66	R6.1.15	R6.2.28	
うかわ団地		旧鶴川小学校グラウンド②	能登町鶴川29字1	15	R6.2.19	R6.3.30		
しろまる団地		旧白丸小学校グラウンド①	能登町白丸300	31	R6.1.31	R6.3.20		
しろまる団地		旧白丸小学校グラウンド②	能登町白丸300	11	R6.2.19	R6.5.5		
ふじなみ第1団地		ピアッツァ	能登町藤波24-70	123	R6.2.11	R6.4.26		
おぎ第1団地		旧小本小学校グラウンド	能登町小本2字3	26	R6.2.15	R6.4.3		
みずほ団地		旧瑞穂小中学校グラウンド	能登町瑞穂10字120	12	R6.2.20	R6.4.2		
かんまち団地		旧上町小学校グラウンド	能登町上町15-1	34	R6.2.20	R6.4.15		

市町名	団地名	建設地	住所	戸数	着工日	完成	備考
能登町	いわいど団地	岩井戸公民館グラウンド	能登町黒川26号11	22	R6.3.1	R6.4.17	
	おぎ第2団地	旧小木分校グラウンド	能登町小木8-48	40	R6.3.12	R6.4.30	
	まつなみ第1団地	松波八幡町用地	能登町松波29号67	76	R6.3.13	R6.5.20	
	しあげがおか団地	野球場横	能登町藤波7-2	30	R6.4.1	R6.5.24	
	やなぎた第1団地	柳田野球場両辺用地その1	能登町柳田礼	38	R6.4.30	R6.7.10	
	まつなみ第2団地	松波池町用地	能登町松波口	22	R6.4.30	R6.7.4	
	鶴町牧場団地	鶴町牧場用地	能登町鶴町イ字111	1	R6.5.21	R6.6.15	
	宇加塚牧場団地	宇加塚牧場用地	能登町宇加塚8字103-2	1	R6.5.21	R6.6.15	
	やなぎた第2団地	柳田野球場両辺用地その2	能登町柳田梅55	20	R6.7.3	R6.8.7	
	やなぎた第3団地	やなぎたハウス駐車場	能登町柳田梅部45-16	3	R6.7.12	R6.8.26	
能登町 計				571			
合計				6,882			[159か所]

建設型応急住宅（令和6年奥能登豪雨）

2025(R7).3.28

市町名	団地名	建設地	住所	戸数	着工日	完成	備考
輪島市	門前第1団地	門前東小学校グラウンド	輪島市門前町清水1-68	30	R6.10.18	R7.2.18	木造
	杉平町第3団地	杉平町西ノ草民有地	輪島市杉平町西ノ草43-2	104	R6.10.18	R7.3.14	木造
	釜屋谷町第1団地	釜屋谷町民有地	輪島市鎌屋谷町参字6-1	52	R6.11.7	R7.3.28	木造
	宅田町第4団地	宅田町民有地	輪島市宅田町62	78	R6.11.7	R7.3.14	木造
	輪島市 計				264		
珠洲市	野々江町第8団地	珠洲土木事務所東側民有地	珠洲市野々江町シ34	22	R6.11.7	R7.2.28	木造
珠洲市 計				22			
合計				286			[5か所]

市町毎の内訳（地震＋豪雨）

市町名	団地数	戸数
七尾市	13	575
輪島市	48	3,161
珠洲市	46	1,740
羽咋市	2	67
内灘町	6	95
宝達志水町	1	4
志賀町	10	393
中能登町	3	30
穴水町	19	532
能登町	16	571
合計	164	7,168

(注) 石川県ホームページ掲載資料による。

参考 23 石川県における民有地の活用状況（能登半島地震、奥能登豪雨）（令和7年2月7日時点）

■民有地の活用状況（能登半島地震・奥能登豪雨）														
令和7年2月7日														
市町	民有地数	民有地の活用方法について												
		貸借等の方法				民有地の提供元		用地取得の方法		元の用途				
		①有償貸借	②有償買取	③無償貸借	④無償譲渡	①個人	②企業等	①民間提供	②市町依頼	①宅地	②田・畑	③駐車場	④グラウンド	⑤雑種地
七尾市	3団地	1		2		1	2	2	1		2	1		
輪島市	21団地	17	2	2		19	2	8	13	4	9	2	6	
珠洲市	11団地	9	1	1		10	1	1	10	7	3	1		
羽咋市	0団地													
内灘町	0団地													
志賀町	2団地	2				1	1		2			1		1
宝達志水町	0団地													
中能登町	0団地													
穴水町	13団地	13				13		5	8	2	10			1
能登町	5団地			5		5		2	3	3		2		
合計	55団地	42	3	10		49	6	18	37	16	24	7	6	2

（注）石川県の資料による。

仮設住宅の恒久活用について

近年では、少子・高齢化の進展に伴い、被災者の高齢化も進み、仮設住宅を退去した後に、自力再建を進めることが困難な高齢被災者の恒久的な住まいをどのように確保していくかが大きな課題となっている。

従来、建設型応急住宅は、仮設住宅としての供与期間が終了した後は解体・撤去されることが一般的であったが、近時の災害においては、従来のプレハブ型ではなく、**木造型で仮設住宅を建設し、仮設住宅としての供与期間終了後は、解体・撤去することなく、一定の改修工事を実施した上で、都道府県から市町村へ譲渡し（市町村の所有住宅とする）、引き続き、被災者の恒久的な住まいとして利活用される事例が増えている。**

例えば、「令和2年7月豪雨」の際に建設された木造仮設住宅は、

- a 住宅再建が困難な高齢被災者の住まい
- b 浸水リスクのある地域に自宅がある者や、自宅の修理に一定期間を要する者の一時的な住まい
- c 子育て世帯など、住宅再建に一定期間を要する者の一時的な住まい

として活用されるなど、被災者が安心して当面の生活を送るための環境整備として、極めて有効であった。今後発生する災害においても、特に高齢被災者の恒久的な住まいを円滑に確保していく観点から、木造仮設住宅の建設は大変有効な施策であると考えられることから、被災自治体においては、こうした手法による応急仮設住宅の供与について積極的に検討されたい。

なお、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の処分制限期間は2年であることから、上記の改築等は、処分制限期間の経過後に実施されたい（**2年経過前に改修等を実施すると、いわゆる「目的外使用」となり、補助金等の国庫返納等が発生する可能性がある**ことに留意されたい。）。

（注）内閣府の資料による。

石川県応急仮設住宅（建設型） 整備方針

基本方針

応急仮設住宅については、被災者及び市町の意向を踏まえつつ、用地の状況、応急仮設住宅の供給能力、優先度等を勘案し、①～③の3タイプを基本として整備します。

①従来型応急仮設住宅

迅速かつ大量に供給し、避難所生活の早期解消を図ることを目的に、学校のグラウンドや公園等の公有地に長屋型のプレハブ、移動式等の応急仮設住宅を整備し、入居期間終了後は撤去します。

②まちづくり型応急仮設住宅

里山里海景観に配慮した新たなまちを整備することを目的に、市街地や市街地近郊のまとまった空地等に長屋型の木造応急仮設住宅を整備し、入居期間終了後は市町営住宅に転用することを基本とします。

③ふるさと回帰型応急仮設住宅

能登から離れ、みなし仮設住宅等で生活する被災者がふるさとに回帰することを目的とし、集落内の空地等に戸建て風の木造応急仮設住宅を整備し、入居期間終了後は市町営住宅に転用することを基本とします。

住 戸

- ◆ 広さは1～2人用（20㎡）、2～4人用（30㎡）、4人以上用（40㎡）を基本とします。また、平屋建てを基本としますが、敷地の状況により2階建ても検討します。
- ◆ 車いす利用者用住戸は団地の5%程度以上を設置します。
- ◆ 木造応急仮設住宅については、入居期間終了後も利用を想定していることから、コンクリート基礎を設置するなど、建築基準法を満たす仕様とします。また、能登の景観に配慮し、瓦屋根を基本とします。
- ◆ バリアフリーに配慮し、可能な限り段差を無くすとともに、トイレ、浴室等には手すりを設置します。
- ◆ 給湯は、浴室、台所、洗面所の3か所とし、浴室には追い炊き機能とシャワーフックを設置します。
- ◆ 台所にはIHクッキングヒーター又はガスレンジを、水洗トイレには暖房便座を設置します。
- ◆ テレビ受信用アンテナとエアコン1台を設置します。
- ◆ 掃き出し窓、濡れ縁、物干金物、風除室、雨どいの設置を基本とします。
- ◆ 断熱性能等級4（5地域）に相当する断熱性能を確保します。

集会施設

- ◆ 20戸以上50戸未満の団地には、40㎡程度の談話室を1か所、50戸以上の団地には、90㎡程度の集会所を1か所設置することを基本とし、団地周辺にある既存集会施設等の状況を考慮しながら、各団地に適切な大きさの集会施設を、団地のコミュニティや高齢者の見守り等に配慮した場所に設置します。
- ◆ 集会施設には、バリアフリートイレ、ミニキッチン、ウッドデッキ等を設置します。
- ◆ バリアフリーに配慮し、可能な限り段差を無くすとともに、トイレ等には手すりを設置します。

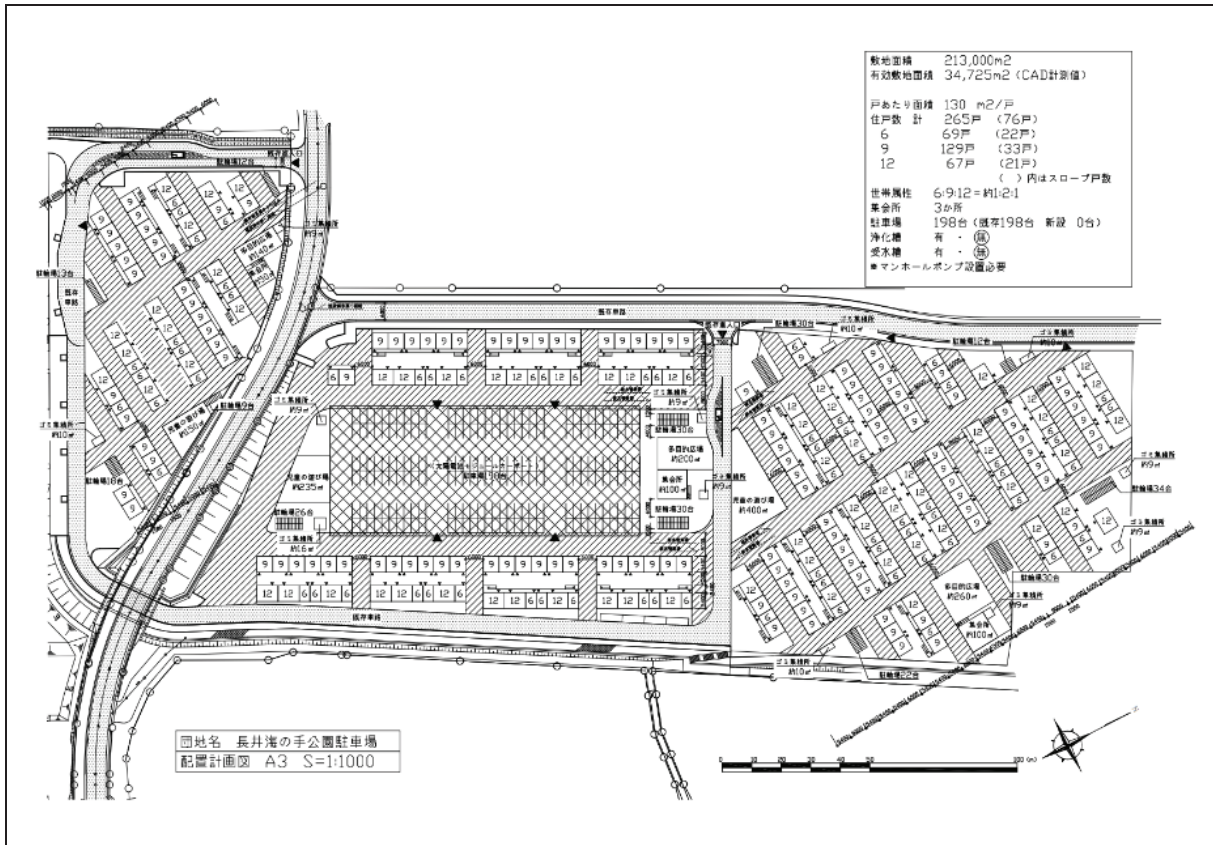
駐車場等

- ◆ 駐車スペースは、1戸に1台確保することを基本とし、車いす利用者用、来客者用及び福祉車両用駐車スペースも確保します。
- ◆ 駐車スペースは砕石敷き（車いす利用者用はアスファルト舗装）とし、ロープで区画します。
- ◆ 団地の入口から住戸の入口に至る通路は、可能な限り段差を無くすとともに、必要に応じて手すりを設置します。
- ◆ 団地内通路はアスファルト舗装を基本とし、主要な車路は6m（その他の車路は4m）、主要な歩行者通路は1.8m（その他の歩行者通路は1.2m）を確保することを基本とします。
- ◆ 敷地内に、団地案内図、掲示板、ごみ置場、ベンチ等を設置します。

※この方針は県の標準仕様のため、団地によって異なる場合があります。

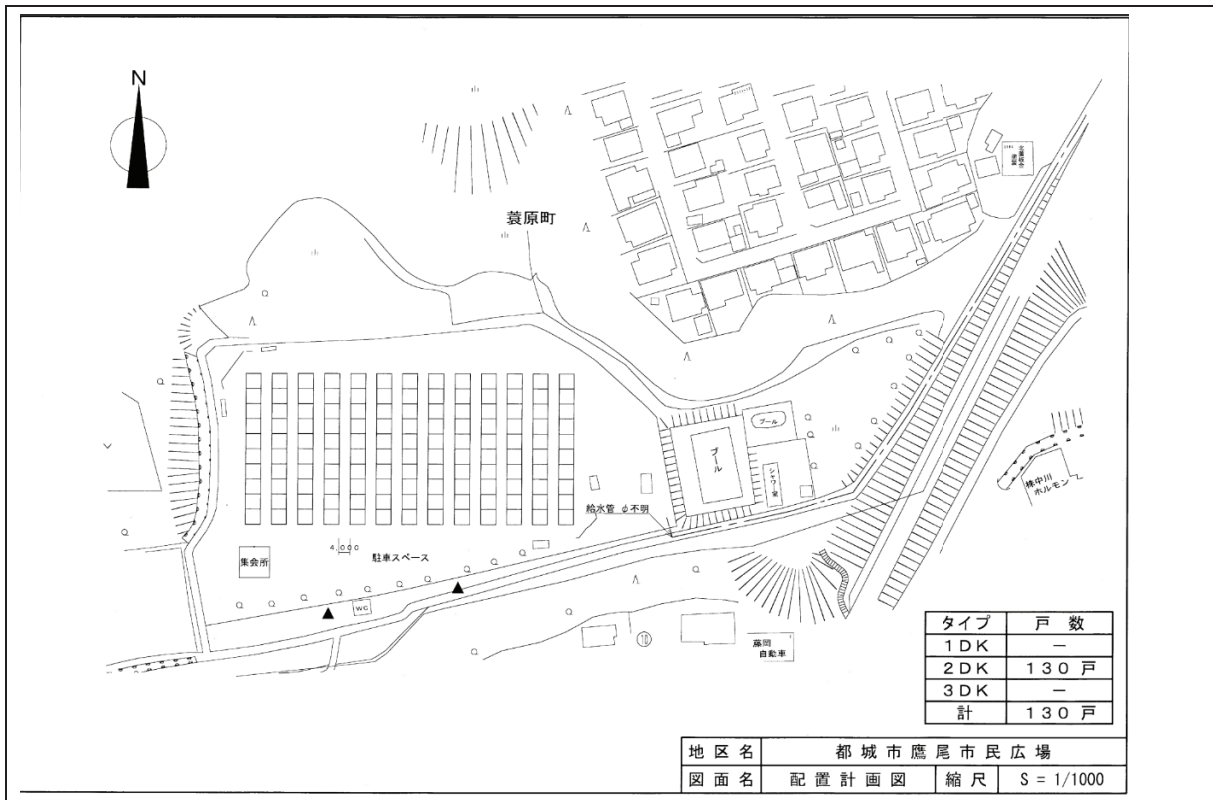
（注）石川県の資料による。

参考 26 神奈川県における配置計画（例）



(注) 神奈川県資料による。

参考 27 宮崎県における配置計画（例）



(注) 宮崎県資料による。

参考 28 愛知県における配置計画（例）



(注) 愛知県の資料を当省が加工（黒塗り）した。

参考 29 田辺市における配置計画作成の取組

③仮設住宅

応急仮設住宅建設予定地の現状把握、計画にも活かします。

令和5年度は一般社団法人和歌山県建築士会のご協力を得て、デジタルツインを活用して、仮設住宅計画の取組みも行いました。



←仮設住宅候補地のデジタルツイン



←仮設住宅計画図

(注) 田辺市ホームページによる。

6 広域的な住宅の確保

参考 30 関東：九都県市災害時相互応援等に関する協定〈抜粋〉

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣

ア、食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあつせん

イ、被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあつせん

ウ、情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあつせん

エ、救助、応急復旧等に必要な人員の派遣

(2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあつせん

(3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあつせん

(4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあつせん

(5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあつせん

(6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置

(7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(注) 下線は当省が付した。

参考 31 中部：災害時等の応援に関する協定実施細則（防災）＜抜粋＞

（応援縣市）

第 2 条 協定第 2 条第 1 項に基づく応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとし、第 3 項に基づき決定される主たる応援縣市の調整に基づき、行うものとする。

- (1) 被災縣市の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 中部 9 県 1 市連絡事務所への連絡員派遣
- (4) 震度 7 の地震が中部 9 県 1 市内で発生、又は災害発生時に被災縣市と連絡がとれない場合、速やかに初動時に必要な物資を準備し、必要に応じ搬出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務

2 前項の応援縣市の救援対策本部には、被災縣市への一元的、一体的な応援のため、必要に応じて、応援県の市町村等の応援関係団体が参加することができるものとする。

3 協定第 2 条第 2 項に基づく主たる応援縣市は、別表 1 のとおり、決定するものとする。ただし、太平洋側の複数県が被災した場合には、別表 2 のとおり、決定するものとする。

4 協定第 2 条第 3 項に基づく主たる応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災縣市災害対策本部内での中部 9 県 1 市連絡事務所の設置及び連絡員派遣
- (2) 被災縣市の情報収集と状況把握
- (3) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (4) 要請内容の協定縣市への適切な仕分け（コーディネート）
- (5) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (6) 被災縣市および災害応急活動実施機関との連絡調整
- (7) 被災者の受入施設（病院・福祉施設・仮設住宅等）の確保および調整
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務

5 前各項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

（注）下線は当省が付した。

参考 32 近畿：関西広域応援・受援実施要綱〈抜粋〉

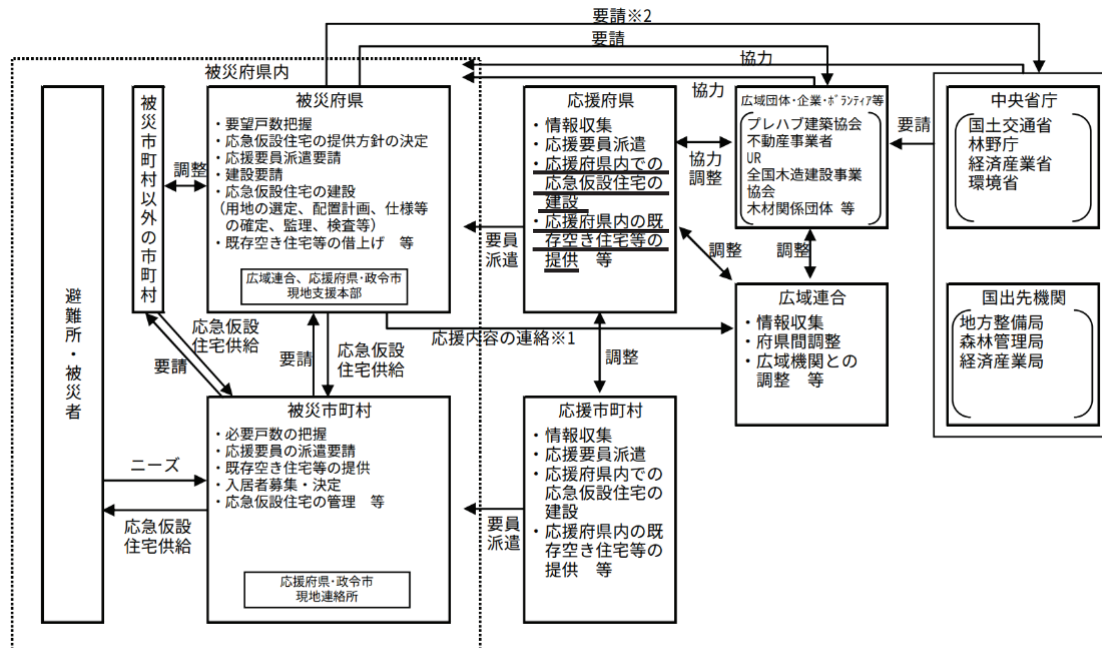
16 応急仮設住宅の整備・確保

(1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、住宅を失った被災者に対する住生活の早期確保を図るため、関係団体等と連携し応急仮設住宅の迅速な整備・確保に係る職員等の派遣、建設用地の貸与等の応援・受援活動を行う。

(2) 応援内容 (略)

(3) フォーマーション



※1 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。

※2 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション (略)

(注) 下線は当省が付した。

参考 33 九州：九州・山口 9 県災害時応援協定〈抜粋〉

(応援の種類)

第 6 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 第 2 条第一号に規定する事象に係るもの
 - イ 職員の派遣
 - ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ハ 避難施設及び住宅の提供
 - ニ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ホ 医療支援
 - ヘ 物資集積拠点の確保
 - ト 災害廃棄物の処理支援
 - チ その他応援のため必要な事項
- 二 第 2 条第二号に規定する事象に係るもの
 - イ 検体検査
 - ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
 - ハ その他応援のため必要な事項

(注) 下線は当省が付した。